

大阪府行動援護従業者養成研修事業者指定要綱の改正について（本文）（R5.12.28 改正）

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、「指定居宅介護の提供に当たる者として<u>子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等</u>（平成18年厚生労働省告示第538号）」（以下「告示」という。）の第1条第7号に規定する研修である行動援護従業者養成研修の実施にあたり、研修実施事業者の指定等について必要な事項を定め、大阪府内における研修事業の円滑な実施を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（指定の要件）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（1）研修事業者に関する要件（略）</p> <p>（2）研修事業内容に関する要件 イ～ハ（略）</p> <p>ニ 講義<u>及び演習</u>を担当する講師については、次の講師選定基準のいずれかを満たすものとし、強度行動障がいのある者の障がい特性や支援技術に関する知識を有し、研修を教授するのに適当な者とする。また、職歴、資格、強度行動障がい支援に関する実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が必要な人数確保されていること。講義<u>及び演習</u>において、<u>複数の講師よりそれぞれの幅広い知見を教授するために、1人の講師が担当する科目は3つまでとすること。</u> <u>また、講師のうち1名は下記講師選定基準の1を満たすこと。</u></p> | <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）」（以下「告示」という。）の第1条第7号に規定する研修である行動援護従業者養成研修の実施にあたり、研修実施事業者の指定等について必要な事項を定め、大阪府内における研修事業の円滑な実施を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（指定の要件）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（1）研修事業者に関する要件（略）</p> <p>（2）研修事業内容に関する要件 イ～ハ（略）</p> <p>ニ 講義を担当する講師については、次の講師選定基準のいずれかを満たすものとし、強度行動障がいのある者の障がい特性や支援技術に関する知識を有し、研修を教授するのに適当な者とする。また、職歴、資格、強度行動障がい支援に関する実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が必要な人数確保されていること。講義において、1人の講師が3つ以上の複数のカリキュラムの講師を担う場合は、事前に知事に協議し、承認を得ること。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(講師選定基準) (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>へ 研修時の演習については、演習が効果的に実施できる規模（1組6名から8名）にわけ、1組につき知事が適当と認める知識を有するファシリテーターを1名以上配置し実施すること。<u>なお、ファシリテーターが担当する科目数に制限はない。</u></p> <p>ト～チ (略)</p> <p>(3) 研修受講者に関する要件 イ～ハ (略)</p> <p>ニ 補講は、やむを得ない事由により遅刻、早退等があった者で、当該研修事業者の所定の研修科目において全科目の2分の1相当を上回り受講した者（補講による受講は除き、<u>講義1科目を含む6科目以上を受講した者</u>）に対し、未受講の科目について当該指定研修事業者の研修日程において行うこと。なお、やむを得ない事由については第三者による証明によるものとする。</p> <p><u>ホ 演習については、やむを得ない事由により遅刻、早退等があった場合、その後の演習受講は認めず、演習の補講を行う場合は、演習全科目を一連で行うこと。なお、演習部分の補講は視聴覚教材の視聴による対応は認めない。</u></p> <p>へ 他の研修事業者が補講を認める場合で当該指定研修事業者の研修日程においてやむを得ず補講を受講できない者に対しては、修了した科目について、別紙2の様式により、修了状況を証明し交付すること。また、この場合に補講の申込みのあった研修事業者は、当該補講に対する必要な費用を徴収するとともに、申込者から上記により証明のある別紙2を申請書とともに提出させ、未修了であった科目の修了をもって、ハに準じ修了証書を交付するこ</p> | <p>(講師選定基準) (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>へ 研修時の演習については、演習が効果的に実施できる規模（1組6名から8名）にわけ、1組につき知事が適当と認める知識を有するファシリテーターを1名以上配置し実施すること。</p> <p>ト～チ (略)</p> <p>(3) 研修受講者に関する要件 イ～ハ (略)</p> <p>ニ 補講は、やむを得ない事由により遅刻、早退等があった者で、当該研修事業者の所定の研修科目において全科目の2分の1相当を上回り受講した者（補講による受講は除く）に対し、未受講の科目について当該指定研修事業者の研修日程において行うこと。なお、やむを得ない事由については第三者による証明によるものとする。</p> <p>ホ 他の研修事業者が補講を認める場合で当該指定研修事業者の研修日程においてやむを得ず補講を受講できない者に対しては、修了した科目について、別紙2の様式により、修了状況を証明し交付すること。また、この場合に補講の申込みのあった研修事業者は、当該補講に対する必要な費用を徴収するとともに、申込者から上記により証明のある別紙2を申請書とともに提出させ、未修了であった科目の修了をもって、ハに準じ修了証書を交付するこ</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>と。なお、補講受講期間は当該研修受講の翌年度末までとする。ただし、研修カリキュラムが変更となった場合は、補講は認めず、再度の受講となる。この場合、補講受講期間内であれば、申込みのあった研修事業者は別紙2を提出させ、他の申込者に優先して受講決定することとする。</p> <p>ト～ヌ（略）</p> <p>（４）その他の要件（略）</p> <p>２（１）～（３）（略）</p> | <p>と。なお、補講受講期間は当該研修受講の翌年度末までとする。ただし、研修カリキュラムが変更となった場合は、補講は認めず、再度の受講となる。この場合、補講受講期間内であれば、申込みのあった研修事業者は別紙2を提出させ、他の申込者に優先して受講決定することとする。</p> <p>へ 演習については、やむを得ない事由により遅刻、早退等があった場合、その後の演習受講は認めず、演習の補講を行う場合は、原則演習全日程及び演習まとめに関する講義を一連で行うこと。なお、演習部分の補講は視聴覚教材の視聴による対応は認めない。</p> <p>なお、二の全科目の2分の1相当を上回り受講していることを確認する場合は、演習全日程は、講義1日程に相当するとみなす。</p> <p>ト～ヌ（略）</p> <p>（４）その他の要件（略）</p> <p>２（１）～（３）（略）</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(4) 知事又は他の都道府県知事（指定都市市長を含む。）により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>イ 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第226号）、指定計画相談支援の提供に当たる者として <u>こども家庭庁長官及び</u>厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）及び指定障害児相談支援の提供に当たる者として <u>こども家庭庁長官</u>が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）に定める相談支援従事者研修初任者研修及び相談支援従事者現任研修を実施する者として、「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき指定を受けた相談支援従事者研修事業者</p> <p>ロ 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）に定めるサービス管理責任者研修を実施する者として、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき指定を受けたサービス管理責任者研修事業者</p> <p>ハ 指定居宅介護の提供に当たる者として <u>こども家庭庁長官及び</u>厚生労働大臣が定める <u>もの等</u>（平成18年厚生労働省告示第538号）第1条第3号から第7号に掲げる研修を実施する者として、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき指定を受けた居宅介護職員初任者研修等事業者</p> <p>ニ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者</p> <p>ホ 「難病特別対策推進事業について」（平成10年4月9日付健医発第635号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第8の4の(6)に基づき指定を受けた難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者</p> | <p>(4) 知事又は他の都道府県知事（指定都市市長を含む。）により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>イ 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第226号）、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）及び指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）に定める相談支援従事者研修初任者研修及び相談支援従事者現任研修を実施する者として、「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき指定を受けた相談支援従事者研修事業者</p> <p>ロ 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）に定めるサービス管理責任者研修を実施する者として、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき指定を受けたサービス管理責任者研修事業者</p> <p>ハ 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第1条第3号から第7号に掲げる研修を実施する者として、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき指定を受けた居宅介護職員初任者研修等事業者</p> <p>ニ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者</p> <p>ホ 「難病特別対策推進事業について」（平成10年4月9日付健医発第635号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第8の4の(6)に基づき指定を受けた難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(5) ~ (11) (略)</p> <p>(指定申請の手続)</p> <p>第4条 本事業の指定を受けようとする者は、次に掲げる(1)~(3)の事項を記載した大阪府行動援護従業者養成研修事業者指定申請書(様式第1号)と(4)~(13)については添付書類として、受講者募集を開始する日の2カ月前までに、知事に提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 (2) 研修事業の名称及び実施場所 (3) 事業開始予定年月日 (4) 学則等(第3条第1項第3号のイを満たすもの) <u>(様式第2号)</u> (5) 研修カリキュラム (6) 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別 <u>(様式第3~5号)</u> (7) 研修修了の認定方法(補講対応含む) (8) <u>修了証書の見本</u> (9) 事業開始年度及び次年度における研修事業に係る収支予算の細目 (10) 申請者の資産状況・法人案内冊子・組織図 (11) 誓約書 <u>(様式第6号)</u> (12) 法人の定款、寄付行為その他の規約 (13) その他指定に関し知事が必要であると認める事項 | <p>(5) ~ (11) (略)</p> <p>(指定申請の手続)</p> <p>第4条 本事業の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した大阪府行動援護従業者養成研修事業者指定申請書(様式第1号)を、受講者募集を開始する日の1カ月前までに、知事に提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 (2) 研修事業の名称及び実施場所 (3) 事業開始予定年月日 (4) 学則等(第3条第1項第3号のイを満たすもの) (5) 研修カリキュラム (6) 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別 (7) 研修修了の認定方法(補講対応含む) (8) 事業開始年度及び次年度における研修事業に係る収支予算の細目 (9) 申請者の資産状況・法人案内冊子・組織図 (10) 誓約書(様式第2号) (11) 法人の定款、寄付行為その他の規約 (12) その他指定に関し知事が必要であると認める事項 |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(指定内容・実施内容変更の届出)</p> <p>第5条 本事業の指定を受けた者（以下「指定研修事業者」という。）は、申請内容に変更を加える場合には、知事に対し、あらかじめ、大阪府行動援護従業者養成研修事業者指定内容変更届（様式第7号）により、変更の内容、変更時期及び変更理由を知事に届け出るものとし、前条第1項第5号から第7号の事項に変更を加える場合にあっては、変更について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(年度実施計画書・開講届出書の提出)</p> <p>第6条 指定研修事業者は、知事に対し、毎年度あらかじめ、大阪府行動援護従業者養成研修事業年度実施計画書（様式第8号。以下「年度実施計画書」という。）及び次に掲げる書類を提出すること。なお、研修日程表（様式第9号）に記載する予定に中止や変更が生じる場合には、その都度、変更届と合わせて、更新した研修日程表（様式第9号）を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学則等（募集要項） (2) 研修カリキュラム (3) 研修日程表（様式第9号） (4) 講師等の氏名及び担当科目 (5) 当該年度における研修事業に係る収支予算の細目 <p>2 年度実施計画書に記載した研修を実施する際には、指定研修事業者は、知事に対し、あらかじめ開講届出書（様式第10号）を提出すること。</p> <p>(実施報告書の提出)</p> <p>第7条 指定研修事業者は、知事に対し、大阪府行動援護従業者養成研修事業実施報告書（様式第11号）及び次に掲げる書類を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大阪府行動援護従業者養成研修事業修了者名簿（様式第12号） (2) 当該年度における研修事業に係る収支決算書 | <p>(指定内容・実施内容変更の届出)</p> <p>第5条 本事業の指定を受けた者（以下「指定研修事業者」という。）は、申請内容に変更を加える場合には、知事に対し、あらかじめ、大阪府行動援護従業者養成研修事業者指定内容変更届（様式第3号）により、変更の内容、変更時期及び変更理由を知事に届け出るものとし、前条第1項第5号から第7号の事項に変更を加える場合にあっては、変更について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(年度実施計画書・開講届出書の提出)</p> <p>第6条 指定研修事業者は、知事に対し、毎年度あらかじめ、大阪府行動援護従業者養成研修事業年度実施計画書（様式第4号。以下「年度実施計画書」という。）及び次に掲げる書類を提出すること。なお、研修日程表（様式第5号）に記載する予定に中止や変更が生じる場合には、その都度、変更届と合わせて、更新した研修日程表（様式第5号）を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学則等（募集要項） (2) 研修カリキュラム (3) 研修日程表（様式第5号） (4) 講師等の氏名及び担当科目 (5) 当該年度における研修事業に係る収支予算の細目 <p>2 年度実施計画書に記載した研修を実施する際には、指定研修事業者は、知事に対し、あらかじめ開講届出書（様式第6号）を提出すること。</p> <p>(実施報告書の提出)</p> <p>第7条 指定研修事業者は、知事に対し、大阪府行動援護従業者養成研修事業実施報告書（様式第7号）及び次に掲げる書類を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大阪府行動援護従業者養成研修事業修了者名簿（様式第8号） (2) 当該年度における研修事業に係る収支決算書 |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(廃止の届出)</p> <p>第8条 指定研修事業者は、研修事業を廃止しようとする場合には、知事に対し、あらかじめ、大阪府行動援護従業者養成研修事業廃止届 (<u>様式第13号</u>) を提出し、指定の取消しを受けなければならない。</p> <p>第9条～第13条 (略)</p> <p>告示別表第八 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(適用期日)</u> <u>この要綱は、令和5年12月28日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>ただし、改正前の大阪府行動援護従業者養成研修事業者指定要綱 (以下「旧要綱」という。) に基づき発行された修了証書は、引き続き有効とする。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>1 この要綱の施行の際現に改正前の旧要綱の様式により提出されている書類は、改正後の大阪府行動援護従業者養成研修事業者指定要綱 (以下「新要綱」という。) の様式により提出されたものとみなす。</u></p> <p><u>2 旧要綱の様式により作成した書類は、当分の間、所要の調整をした上で、新要綱の様式により作成した書類として使用することができる。</u></p> | <p>(廃止の届出)</p> <p>第8条 指定研修事業者は、研修事業を廃止しようとする場合には、知事に対し、あらかじめ、大阪府行動援護従業者養成研修事業廃止届 (様式第9号) を提出し、指定の取消しを受けなければならない。</p> <p>第9条～第13条 (略)</p> <p>告示別表第八 (略)</p> <p>附則 (略)</p> |

